

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第169号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成21年1月1日から施行されることとされたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

なお、この通知においては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号。以下「改正令」という。）による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）を「政令」、改正省令による改正後の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）を「規則」と略称する。

記

第1 改正の趣旨及び主な内容

平成21年1月1日より一定の出産に係る事故について補償金の支払に備えるための仕組み（産科医療補償制度）が開始されることに伴い出産費用の増加が見込まれることを踏まえ、改正令が12月5日に公布されたところであるが、政令及び改正令により改正された船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）から委任された事項を定めるため、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の改正を行うもの。

第2 改正の具体的内容

（1）健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

1 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に関する手続（規則第86条及び第97条関係）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の支給の申請において、3万円加算した額の支給を受けようとする場合には、保険者が3万円の加算対象となる出産であることを認める際に必要となる書類を添付

しなければならないこと。

2 政令第36条第1号に規定する特定出産事故に係る政令からの委任事項（規則第86条の2から第86条の5まで関係）

ア 政令第36条第1号の、産科医療補償制度に係る保険契約の補償対象となる出産の基準を、体重が2000g以上であり、かつ、在胎週数が33週以上であること又は在胎週数が28週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当することとしたこと。（規則第86条の2関係）

イ 政令第36条第1号の、産科医療補償制度に係る保険契約の補償対象となる事故から除くものを、天災、事変その他の非常事態及び出産した者の故意又は重大な過失により生じたものとする事としたこと。（規則第86条の3関係）

ウ 政令第36条第1号の、産科医療補償制度に係る保険契約の補償対象となる脳性麻痺の障害の状態の程度を身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するものとしたこと。（規則第86条の4関係）

エ 政令第36条第1号の産科医療補償制度に係る保険契約の要件を、病院等に対し、当該病院等が3000万円以上の補償金を出生した者等に対して適切な期間にわたり支払うための保険金が支払われるものであることとしたこと。（規則第86条の5関係）

3 政令第36条第2号に規定する措置に係る政令からの委任事項（規則第86条の6関係）

政令第36条第2号に規定する措置を、特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとしたこと。

(2) 船員保険法施行規則の一部改正（改正省令第2条関係）

上記（1）の改正に準じた改正を行うこと。